

令和元年 第4回（8月）定例会

県央県南広域環境組合 議会 会議録

令和元年 第4回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

令和元年8月26日 (1日間) 午前10時00分 開会

令和元年第4回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番 林田 勉	2 番 上田 義定	4 番 津田 清
5 番 西口 雪夫	6 番 林田 保	7 番 田添 政継
8 番 上田 篤	9 番 町田 康則	10 番 小田 孝明
11 番 小嶋 光明	12 番 北浦 守金	13 番 田川 伸隆

2 欠席議員

3 番 松永 秀文

3 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管 理 者 宮本 明雄	副管理者 古川 隆三郎	副管理者 金澤 秀三郎
副管理者 松本 政博	事務局長 川路 敬一郎	総務課長 後田 一光
施設課長 清水 友秀	総務課課長補佐 藤田 浩輔	施設課課長補佐 杉本 克也

4 議会事務のために出席した者は、次のとおりである。

書 記 福田 昌宏 書 記 濱崎 和也 書 記 岸本 晶

5 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1 副議長の選挙について
日程第2 議席の指定について

- 日程第 3 会期の決定について
日程第 4 会議録署名議員の指名について
日程第 5 議会運営委員会委員の選任について
日程第 6 一般質問
日程第 7 議案第 7 号 県央県南広域環境組合職員の失職の特例に関する
条例等の一部を改正する条例
議案第 8 号 県央県南広域環境組合余熱利用施設の設置及び管
理に関する条例の一部を改正する条例
議案第 9 号 県央県南広域環境組合余熱利用施設の指定管理者
の指定について
議案第10号 令和元年度県央県南広域環境組合一般会計補正予
算（第 1 号）
議案第11号 平成 3 0 年度県央県南広域環境組合一般会計歳入
歳出決算の認定について

○議長（田川伸隆君）

定刻になりましたので、ただいまから令和元年第 4 回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 1 2 名でございます。定足数に達しております。

なお、松永秀文議員におかれましては、本日は欠席の届け出がなされております。

また、今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

次に、島原市選出議員の任期満了に伴い、新たに組合議員として選出されました議員を御紹介いたします。

島原市議会議員、林田勉議員、島原市議会議員、上田義定議員、島原市議会議員、北浦守金議員でございます。よろしく願いいたします。

なお、議事の進行上、ただいま御着席の席を仮議席といたします。

また、今期定例会におきましては、夏の省エネ対策の一環といたしまして、クールビズによる空調管理を行っております。議場での服装につきましては、上着等の着用は各位の判断にお任せいたしますので、よろしく願いいたします。

この際、議長より傍聴人の皆様をお願い申し上げます。

傍聴席入り口に掲示しております組合議会傍聴規則のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

ここで管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。管理者

○管理者（宮本明雄君）

おはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和元年第4回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御健勝にて御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

まず、施設の稼働状況から御報告を申し上げます。

本施設はおおむね1日当たり250トンのごみ処理を順調に継続しており、本年度は4月7日から14日までの8日間、炉の運転を計画的に停止し、ピット内のごみ残量調整と炉の点検整備を実施したところでございます。

今後とも市民生活に支障を来さないよう、安全運転と一層の経費の節減、効率的な運転に努め、施設の管理を行ってまいり所存でございます。

次に、平成28年10月18日、福岡高等裁判所において成立をいたしました和解に基づく、平成30年度分の精算金につきましては、約1億9,800万円に決定し、精算金の合意書を締結いたしましたので、歳入予算として今議会に提出しております議案第10号「令和元年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」に、歳出予算の弁護士報酬及び積立金とあわせて計上させていただいております。

令和2年度以降の第2期ごみ処理施設基本方針につきましては、現施設は建て替えることに決定し、現在、構成市全域を処理区域とした建て替え1施設案を基本に、建設候補地の決定及び組合規約の改正等を含めた将来のあり方について協議、検討を重ねているところでございます。

また、新施設供用までの約6年間の現施設の運転管理業務及び点検整備業務につきましては、専門のコンサルタント及び顧問弁護士と相談をしながら発注仕様書の作成等を行っているところでございます。

最後になりますが、本定例会に提出いたしました議案につきましては、「平成30年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」ほか4件でございます。

内容につきましては、事務局長より後ほど説明をいたしますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども、私からの開会の御挨拶とさせていただきます。

きます。ありがとうございました。

○議長（田川伸隆君）

全員協議会開催のため、しばらく休憩いたします。

（午前１０時０５分 休憩）

（午前１０時１３分 再開）

○議長（田川伸隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第１「副議長の選挙について」を議題といたします。

組合規約第７条第２項の規定により、組合議員のうちから組合の議会で選挙となっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選の方法で行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は指名推選の方法に決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長において指名する方法に決定いたしました。

副議長に北浦守金議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました北浦守金議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議なしと認めます。よって、北浦守金議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました北浦守金議員が議場におられますので、本席から会議規則第３２条第２項の規定により当選を告知いたします。

副議長就任の承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○副議長（北浦守金君）

それでは、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位の御推挙を得まして、県央県南広域環境組合議会副議長の要職に就くことになりました北浦でございます。よろしくお願いいたします。

誠に光栄と存じ、深く感謝を申し上げる次第であります。

微力ではございますが、議長のもとに相助け合い、広域行政の進展と地方自治の発展のために努力を払い、議会運営の万全を期してまいりたいと考えておりますので、皆さん方の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますけど、就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田川伸隆君）

よろしくお願いいたします。

次に、日程第2「議席の指定について」を議題といたします。

新たに議員となられました方の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

1番 林田 勉議員。

2番 上田 義定議員。

12番 北浦 守金議員。

以上のとおり議席を指定いたします。

次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を8月26日、一日とし、会期中の日程につきましては、御手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

異議ありませんので、会期は本日一日と決定いたしました。

次に、日程第4「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条により会議録署名議員に10番小田孝明議員及び11番小嶋光明議員を指名いたします。

次に、日程第5「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

現在、議会運営委員が1名欠員となっております。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、上田義定議員を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議なしと認めます。上田義定議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、ただいま選任されました委員の任期は、委員会条例第2条第3項の規定に基づき、前任者の残任期間となりますので、令和元年8月28日までとなっております。

また、その他の委員も8月28日で任期満了となりますので、新たな議会運営委員会委員を選任する必要があります。任期満了後の新たな委員の選任につきましては、委員会条例第2条第2項及び第5条の規定に基づき、2番上田義定議員、4番津田清議員、6番林田保議員、9番町田康則議員、11番小嶋光明議員、以上5名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（田川伸隆君）

御異議なしと認めます。以上5名を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました委員の任期は、委員会条例第2条及び第3条の規定に基づき、本年8月29日から令和3年8月28日までの2年間となります。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、日程第6「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願ひいたします。発言時間につきましては、申し合わせによる時間内に終わるように御協力をお願いいたします。

答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁をお願いいたします。

なお、本日は一般質問及び議案質疑などすべて自席でお願いいたします。

一般質問の発言順序につきましては通告順となっております。

本日は1名の方から通告を受けております。5番西口雪夫議員

○5番（西口雪夫君）

皆さんおはようございます。議席番号5番、諫早市議会選出の西口でございます。初当選させていただきました平成21年から平成26年までの6年間、組合議員を務めさせていただきました。今回、4年ぶりに組合に復帰をさせていただきました。4年間のブランクがありますので、確認の意味で今回一般質問をさせていただきたいと思っております。

本施設が本格稼働しまして15年、来年4月にはいよいよ瑕疵担保期間が過ぎてしまいます。すでに本組合の2月議会で宮本管理者から構成市の副市長部長会議及び担当部長課長会議により検討を重ね、現施設は建て替えるこ

とを方針決定し、新施設の建設に要する6年程度のつなぎ運転を行うこと、そうした報告がなされております。一般的には大型改修工事をして、あと15年、あるいは20年、今の施設を稼働させる方法がとられるかと思いますが、総合的に判断されて2月議会で建て替え方針を決定されたことは最善の決断かと思えます。

今回の質問に際しまして、過去の議事録や百条委員会の最終報告書などにも目を通していただき、改めていろんなことがあったなと思っております。

今回、県央県南広域環境組合の今後についてといった質問をさせていただきますが、過去の質問といくつか重複する点もあろうかと思いますが、確認をさせていただく意味でお許しいただきたいと思えます。

そこで、まず第一点目に、裁判での和解成立から今日までの経緯をお聞かせください。

○議長（田川伸隆君）

管理者

○管理者（宮本明雄君）

裁判での和解成立から今日までの経緯についてでございます。

まず、当施設でございますけれども、平成17年4月に稼働、供用を開始いたしました。その後、トラブルが続きまして、平成20年9月に損害賠償の請求ということに至ったわけでございます。

平成25年には長崎地裁におきまして和解案の提示、これが4億9,000万円から10億1,000万円の間ということで和解案が長崎地裁から提示をされました。それで、拒否をするということで和解が成立をいたしませんで、平成27年1月20日に長崎地裁による判決の言い渡しがございました。損害賠償額が和解の提示よりも大体倍ぐらいになる16億7,500万円とする損害賠償額の決定が出たわけでございます。平成27年2月3日には組合もJFEも控訴をし、平成28年10月に和解が成立をしたということでございます。

それでは、和解成立からの経緯について述べさせていただきます。

和解が成立いたしました平成28年10月18日以降、本組合におきましては、瑕疵担保期間が切れます令和2年度以降の第2期ごみ処理施設基本方針につきまして、平成29年度から構成4市の廃棄物担当部長課長会議や副市長部長会議を開催し、検討を重ねております。

この会議の中で、現炉を15年間延命化する案、それから、6年程度のつなぎ運転と並行して建て替え1施設とする案、同じく6年のつなぎ運転のあと、

建て替え２施設とする案の３つの案につきまして、整備費や運転経費、スケジュール、リレーセンターのあり方などにつきまして、さまざまな角度から検討を重ねてまいりました。

この３案の内容につきましては、昨年８月２９日の組合議会全員協議会におきまして、建て替え１施設案がコスト面等から最善である旨を御説明申し上げまして、各構成市の市議会におきましても特別委員会や全員協議会等を開催していただきまして、これらの３案について御検討をいただいたところでございます。

その後、各構成市議会の検討状況を踏まえまして、構成市の副市長部長会議、管理者副管理者協議を経まして、現施設は延命化せずに建て替えることを方針決定いたしまして、本年２月の組合議会におきまして、６年間のつなぎ運転に係ります必要最小限の基幹的設備改良工事の債務負担行為を御承認いただいたところでございます。

このつなぎ運転期間に係ります現施設の運転管理業務及び点検整備業務につきましては、専門のコンサルタント及び顧問弁護士に相談をしながら、現在、発注仕様書の作成等を行っているところでございます。

つなぎ運転を６年程度行うということで、つなぎ運転に必要な改良工事といたしますか、タービン等も替える必要がありますので、それらについてやっていくということでございます。

以上です。

○議長（田川伸隆君）

西口議員

○５番（西口雪夫君）

今、経緯をお聞きしましたけれども、振り返ってみますと、この１５年間は本当にいろんなことがあったなと思っております。先ほど宮本管理者からお話がありましたけれども、本施設は平成１７年に１４０億円もの多額の建設費をかけて、当時、ダイオキシンを出さない、最終処分場も要らない、そして、経費も安いといった夢の焼却場としてスタートしたわけですが、稼働当初からトラブルが相次ぎまして、処理能力が発揮できずに、長崎市や菊池市にごみの処理を委託した経緯や、性能発注した施設であったにもかかわらず、電気、ガスなどの用役費が大幅にオーバーした経緯もございました。また、先ほどお話がございましたが、平成２０年１０月にはオーバーした経費の支払いをめぐって、組合側が施設を建設しましたＪＦＥを相手どり、裁判を長崎地裁に提訴されました。組合議会といたしましても、真相を究明すべく、平成

23年8月22日に開催されました第3回組合議会の定例会におきまして、この場に御出席の田添議員、町田議員、上田議員の賛同のもと百条委員会を設置し、1年間調査に当たらせていただきました。最終報告書の中で、稼働当初からの相次ぐトラブルを見ても、竣工時は処理能力としては完成品とはいえない施設である。また、組合が負担している補強工事3億3,500万円にしましてもJFEが負担すべきであると。さらに、超過経費についても、応札提示額とのかい離が大きく、超過経費についてもJFEが負担すべきと考えると報告をさせていただきました。

今振り返ってみますと、私の議員生活の中で一番勉強させていただきましたし、また、証人尋問など一番エネルギーを使った1年だったと思います。調査に御協力いただきました関係者の皆さんに心から感謝いたしております。

調査をしまして特に思ったことは、性能発注方式の採用や応札条件の提示、また、覚書の締結など、当時の担当された事務局の皆さんの御協力で、補強工事に要した先ほど申し上げました3億3,500万円や大幅にオーバーした経費に関しても裁判で争うことができましたし、約30億円の解決金を取ることができたことに感謝したいと思っております。確か平成17年に本組合を含めて全国で4か所、このサーモセレクト方式が建設されたと思います。その後の建設実績はありませんが、その施設が延命化を計画されているのか、あるいはうちみたいに建て替えを計画されているのか、また、経費をどれくらい今まで払っておられるのか、その辺の情報をお持ちであれば教えてください。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

本組合以外のサーモセレクト方式の件だと思います。おっしゃるように3施設ございます。青森県の下北地域広域行政事務組合、それから、徳島県の中央広域環境施設組合、岡山県倉敷市の水島エコワークスの3施設のことでと思います。

それぞれの3施設、これも同時期に供用開始しておりますが、この3施設とも20年間の契約をされておりますので、あと五、六年で第1期目の計画が終了するかと思いますけれども、いずれの施設も現施設を延命化することなく、新たな施設建設に向けて整備計画中というふう聞いております。

運転経費についてですけれども、徳島中央広域環境施設組合からお聞きしたところによりますと、トン当たり約4万5,000円程度掛かっているというふうにお聞きしております。

○議長（田川伸隆君）

西口議員

○5番（西口雪夫君）

平成17年に建てられた全国の4か所の施設、うちも含めてすべてが建て替えと。やはりいろんなことがあっていると思います。施設の大小はあっても、徳島の場合でトン当たり4万5,000円近くの経費を払われたと。それに比べまして、本組合は、先ほど申し上げましたけど、事務局の皆さんが応札条件として年間経費を7,500万円提示されて、それに対して川崎製鉄が応札額として5億8,652万8,000円ですね。ごみ1トン当たり7,271円、これを提示されて、これが保証事項になったわけです。その後、覚書を変更されて裁判になったわけですが、それでも年間経費が約1万4,000円ぐらいで済んでいるかと思います。裁判でも30億円近くの解決金も取れましたし、これも当時の事務局の皆さんのおかげかと感謝いたします。

次に、2月議会で約6年間のつなぎ運転をした上で新施設への建て替えは決定しましたけれども、新施設の候補地の決定はどう進んでいるのかの質問に入らせていただきます。

議事録を拝見いたしますと、2月議会での田添議員の質問への答弁で、平成38年度の供用開始を目標として事務を進めておりますので、スケジュール的にはできれば本年8月議会、本議会でございますけれども、これぐらいまでに方針を決定したいと思うといった答弁がございましたけれども、B案の1施設案、C案の2施設案の決定はなされたのか、また、その場合の候補地の決定はなされたのか、お聞きいたします。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

新施設の候補地の決定状況についてお答えいたします。

新施設の候補地の選定につきましては、現在、副市長部長会議等で負担金の扱いや地元合意形成のための課題の整理、当組合の20年後、30年後を視野に入れた今後のあり方について、1施設建て替え案を基本に慎重に検討しているところでございます。現段階では検討している段階ということでお答えいたします。

○議長（田川伸隆君）

西口議員

○5番（西口雪夫君）

3点目の質問に入ります。

新施設は南有馬クリーンセンターで処理をされていたごみ量を含めた施設規模での建設に入るのかについて質問させていただきます。

平成11年3月に策定されました長崎県ごみ処理広域化計画が平成21年7月に計画の見直しが行われております。新たに改訂されました長崎県ごみ処理広域化計画を見ますと、南有馬クリーンセンターで処理をされていたごみ、日量約60トンでは将来的には県央県南クリーンセンターで処理することを検討すると記されておりますけれども、新施設は南有馬クリーンセンターで処理されていたごみ量を含めた施設規模での建設に入るのか、お聞きいたします。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

新施設の規模に関する御質問だと思います。

現在検討しております1施設建て替え案につきましては、南島原市全域を含めた構成市全域を処理区域と考えておりますので、引き続きその方向で検討を進めてまいります。

○議長（田川伸隆君）

西口議員

○5番（西口雪夫君）

新施設の供用開始目標の令和8年には多分人口も減ってまいりますし、ごみ量も削減されると思います。施設建設規模的には、今の施設と同じ300トンぐらいと理解してよろしいでしょうか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

施設規模につきましては、今後、詳細に検討しなければならないと思っておりますけれども、先ほどおっしゃったように、人口減少等も考えておりますけど、大体300トン前後になろうかと思っております。

○議長（田川伸隆君）

西口議員

○5番（西口雪夫君）

新施設が南島原市全域を含めた、加津佐、口之津、北有馬、南有馬、そして西有家、有家ですね、これだけを含めた処理区域とされるならば、私はこの全

域の中心地であります雲仙市あたりの一角に施設を建てるべきかと思えますけれども、ただ、アセスとか建設期間の問題を考えますと、どうしても今の周辺が候補地に挙がってくるのではと思います。

議事録を見ますと、1.6から2ヘクタールぐらいの土地が必要といった数字が出ておりましたけれども、これだけの面積の確保がこの近くでできるのか、質問します。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

面積についてでございますけれども、今、会議を開いているこの処理施設と南側にのんのこ温水センターがございます。この間に未買収地がまだ2筆ございますので、断定的なことは申し上げにくいですが、1.6ヘクタールはこの間で確保できるかなと思っております。

○議長（田川伸隆君）

西口議員

○5番（西口雪夫君）

現在は東西のリレーセンターから大型アームロール車での運搬がされています。南島原市全域が加わった場合の運搬方法をお聞きします。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

1施設建て替え案の候補地を諫早市福田町にした場合でございますけれども、現在、当組合には島原市に東部リレーセンター、雲仙市に西部リレーセンターがございます。南島原市全域のごみを受け入れるとなりますと、2つのリレーセンターでは許容をオーバーしてしまいますので、新しくリレーセンターを設置することで試算したところでございます。

輸送方法につきましては、これまで同様、大型車に積み替えての方法を考えておりますが、詳細につきましては今後検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（田川伸隆君）

西口議員

○5番（西口雪夫君）

新しくリレーセンターの設置を検討されているとのことですが、南島原市全域が加わった場合、コンテナ運搬車の運行回数は増えるんでしょう

か。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

建て替え1施設案を検討した中では、現在、コンテナ運搬車ということで運転をしております。もちろん区域が広がりますので、ごみ量は増えますので、それをどうするかということで、試算の段階ですけれども、ダストドラム方式といいまして、今のコンテナ運搬車よりも多く積むことができる車種もありますので、詳細につきましては今後となりますけれども、その中でそういうものを含めて検討していきたいというふうに考えます。

○議長（田川伸隆君）

西口議員

○5番（西口雪夫君）

諫早市議会の6月議会でも質問させていただきましたけれども、この大型アームロール車の運搬ルートが現在までずっと白木峰を上る道です。県道諫早多良岳線ですね、ここを通ってから、そこまではいいんですけど、あと市道栄田菅牟田長田線ですね、非常にカーブが多くて、中央線ありません。そして、今日もここに来るときに2台すれ違いましたけれども、すれ違うとき非常に危険性があるんですね。

私が一度、長田バイパスができた後に、長田バイパスを通過して中山東線を上るルートと時間、距離を測りましたら、ちょうど倍かかります。経済性はもちろんですけれども、やはり大きな事故があつてからは取り返しがつきませんので、ぜひこの6年間のうちに地元の方と話し合っていていただいて、早急にこの解決もしていただきたいと思います。思っております。

一番の問題は、来年4月ですね。令和2年4月以降の運転経費の金額かと思えますけれども、JFEとの協議状況をまずお聞かせください。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

令和2年4月以降の運転経費などに関しましてJFEとの協議状況についてお答えいたします。

今年2月から協議を開催しておりまして、コンサルタントを含めた三者協議など、現在まで19回ほど開催をいたしております。

運転管理業務につきましては、運転人員及び業務範囲の確認、また、薬剤使

用量の適正量及び副産物の処理方法などを確認いたしております。

点検整備業務につきましては、つなぎ運転期間の整備計画書の提出を求め、その計画書の内容について精査しております。

また、用役費につきましても、ガスエンジンの発電量、電力及びLNGの使用量のこれまでの実績を踏まえまして、安定運転に必要な数量の確認をしているところでございます。

なお、発注仕様書の内容や契約方法などについては、コンサルタントを含め、顧問弁護士等にも相談を行いながら協議に臨んでいるところでございます。

○議長（田川伸隆君）

西口議員

○5番（西口雪夫君）

先ほど徳島の例がございまして、トン当たり4万5,000円近く払っていただくと。ぜひこれをできるだけ安くしていただきたいと思いますが、大方どれくらい想定されるのか、お聞きします。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

つなぎ運転期間の年間経費についてお答えいたします。

現在、JFEへ運転管理及び点検整備業務の参考見積書の提出を求め、専門コンサルタントの意見を聞きながら精査中の状況でございます。

金額につきましては、現在協議中でありますので、差し控えさせていただきたいと思いますけれども、安定稼働を念頭に置き、つなぎ運転の経費が必要最小限の金額になるよう協議を進めてまいります。

○議長（田川伸隆君）

西口議員

○5番（西口雪夫君）

2月議会の田添議員の質問の中で、トン当たりの年間経費が3万5,959円が算定されているといった数字が出ておりましたけれども、概算でも結構です。大体トン当たりどれくらいか、ちょっと言えませんか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

つなぎ運転期間の1トン当たりのごみ処理経費につきましては、JFEとの協議の中で、3万円を大きく下ることは難しいとの発言がございまして、こ

れまでそのように答弁してきております。

現在、点検整備計画書等の提出を求め、協議を重ねているところでございますが、現在のところ、そのときお聞きした金額と同じ程度になるんではなかろうかというふうに感じております。

○議長（田川伸隆君）

西口議員

○5番（西口雪夫君）

非常に微妙なところですけども、3万円を下回ると理解してよろしいでしょうか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

安定稼働が第一でございますので、単純に見積もりを値切るということではできません。とにかく安定稼働に最低限必要な経費を皆さん方に説明できるよう詰めていきたいと思っております。

○議長（田川伸隆君）

西口議員

○5番（西口雪夫君）

非常に厳しい交渉かと思っておりますけれども、これだけ掛かります、はい、そうですねでは納得できませんので、ここは局長の腕の見せどころで、一円でも安くぜひ交渉していただきたいと思っております。

では次に、新施設をストーカ炉で試算された理由をお聞かせください。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

新施設をストーカ炉で試算した理由についてお答えいたします。

新施設を試算するに当たり、ごみ処理方式は焼却方式や熔融方式など、さまざまな方式がある中で、コンサルタントやプラントメーカーから参考見積書を提出いただき、比較を行いました。

また、平成23年から平成27年までの過去5年間に建設されたごみ処理方式別の発注実績は、ストーカ炉が74、シャフト式熔融炉が7、流動床式ガス化熔融炉が7というふうな実績を見て、この実績を参考に、安定した運転に信頼性が一番高いと思われるのがストーカ炉というふうに判断しまして、ストーカ炉で試算したところでございます。

○議長（田川伸隆君）

西口議員

○5番（西口雪夫君）

ぜひ今回の施設は実績と信頼性を重視して選定していただきたいと思います。

今の施設の建設の反省点として、今の施設を選定される時も当初は機種選定委員会で実績を重視して選定した炉だとか、あるいは実証炉にしたいくないといった意見があった中で、回を重ねるうちに全く実績がなかった川崎製鉄のサーモセレクト方式が挙げられたわけですが、あと、それともう一点、先ほど私と田添議員と町田議員と雑談している中で、やっぱり最低制限価格が問題やったねと話していました。当時、入札の際に最低制限価格を申されました。当時、一流企業だけですね、日本鋼管、川崎製鉄、タクマ、荏原製作所、日立造船、そして新日本製鐵と、一流企業が6者入った中で入札が行われまして、日本鋼管が123億5,000万円、川崎製鉄が140億円、そして、今この2社が合併されてJFEなんですけれども、当時、ガス化溶融炉方式の一番実績があったシャフト方式をお持ちだった新日本製鐵が19億円安い121億円で入札されて、結局、最低制限価格が138億2,905万円に設定されていたということで、結局、川崎製鉄に決まってしまったんですけれども、もしこれがなかったらまた違った展開になっていたんじゃないかなと思っておりますので、今回、ぜひすばらしいコンサルタントを入れて、ぜひ実績を重視して選定をしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、今の施設は最終処分場が要りません。しかし、もしストーカ炉方式を採用された場合、焼却灰が出ますので、この処分が必要かと思えます。以前は溶融してスラグ化するという方法と、また、最終処分場に処分する方法かと思えますけれども、先だって経済環境委員会で佐賀の清掃工場を視察に行きました。そこで担当の方から説明いただいた中で、今はセメントの材料に売っているんですよ。それによって相当経費が浮いていますといったお話を聞きました。セメントの原料としての需要はあるのか、また、その利点をお聞かせください。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

焼却灰のセメント原料化についての利点ということでございます。

焼却方式の残渣物である焼却灰や飛灰の再資源化につきましては、セメン

ト原料化を現在多くの自治体が採用しております。また、九州管内にセメント業者が多数存在し、その資源化施設の数も現在増えていっております。

ストーカ式で試算した場合、多量に出る焼却灰の処分が必要になるのは御存じのとおりだと思います。焼却残渣の最終処分場を当組合は保有しておりません。そのことから、初期投資が不要であることや溶融スラグ化することよりも安価なことなど、費用の面からセメント原料化が有利であると考えて、今回は試算をしたところでございます。

○議長（田川伸隆君）

西口議員

○5番（西口雪夫君）

セメント原料化が利点があり、安くてできるということでございますけれども、このスパンが新しい施設は30年近くのスパンで考えておられますので、もし途中で最終処分場が要るとか、需要と供給のバランスがありますので、そのときにはぜひ今度は島原半島で最終処分場ぐらいは造っていただきたいなどお願いしておきます。

今回、4年ぶりの質問ということで、確認の意味で質問させていただきました。新施設が完成予定の令和8年までに、非常にここ二、三年が特に大変だと思っておりますけれども、立派な施設が完成しますことを願いまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田川伸隆君）

管理者

○管理者（宮本明雄君）

今、重要な時期にかかりつつあります。この裁判の経過等を踏まえますと、百条委員会もできましたし、その点で、いろんな意味で議会の皆様方、市民の皆様方、圏域の皆様方に御協力いただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

先ほどからお話がありますように、ごみは順調に処理できていますけれども、経費が掛かっていると。そういうことで、このつなぎ運転のあと、新しい施設を造ったほうが有利であるということは間違いないだろうというふうに思います。

それとまた、南島原市ですね、今、2町だけが加入されていますけれども、南島原市全体としての処理を図る必要があるということも事実だと思います。

そういうこともありまして、規約の変更ということが必要でございます。今の積算の仕方といいますか、今、均等割と人口割というのが基本になっている

んですけど、それでいいのかどうかということ。それから、規約の変更、ほかの町というか、南島原市全体が加入されるということになると、そういうことを含めて、今、副市長部長会議等で検討をしていただいております。

将来に向けて、今回、大きなトラブルも招きましたし、そしてまた、和解ができたのは、この4施設のうちで損害賠償請求ができたこと自体がこの施設だけであって、ほかの施設は4万5,000円掛かろうがどうしても、そういう当初の契約がなかったものですから、なかなか裁判が起こせないというようなこともあっておりまして、過去は過去といたしまして、反省すべきものは反省をし、これからに生かしていく必要があるというふうに思っております。

ただいまの入札に係る分というのは大変重要な問題でございますので、最近はいろんな発注方式があるようでございます。いろんな発注方式で、将来を含めた運転契約をすとか、そういう発注方式もあるようでございますので、この組合のこれまでの経過等を踏まえまして、適切に判断をして行きたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（田川伸隆君）

これで通告されました一般質問はすべて終了いたしました。

次に、日程第7に入ります。

議案第7号「県央県南広域環境組合職員の失職の特例に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

議案第7号「県央県南広域環境組合職員の失職の特例に関する条例等の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

議案第7号をお開きいただけますでしょうか。

本案は、提案理由に掲載していますとおり、成年被後見人等の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

第1条は県央県南広域環境組合職員の失職の特例に関する条例の一部改正、第2条は県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第3条は県央県南広域環境組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、第4条は県央県南広域環境組合旅費支給条例の一部改正で

ございます。

本日配付いたしました議案第7号参考資料を御覧いただきたいと思います。
本条例の概要について説明させていただきます。

令和元年6月14日に公布された成年被後見人等の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第44条により、地方公務員法の一部の改正が行われ、成年被後見人又は被保佐人に関する規定の削除条項の整備が行われておりますので、これに関する条例について改正を行おうとするものでございます。

整備法施行に伴う地方公務員法第16条は欠格条項の一部改正でございます。その要旨でございます。

成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、地方公務員法第16条第1号に規定する成年被後見人又は被保佐人が削除されるとともに、関係条項の改正が行われたものでございます。また、改正地方公務員法の施行期日は、整備法の公布の日から起算して六月を経過した日、令和元年12月14日とされたものです。

ここで議案第7号資料の1ページから7ページが各条例の新旧対照表でございますが、あわせて御覧いただければと思います。

改正条例第1条は県央県南広域環境組合職員の失職の特例に関する条例の一部改正であり、引用条項の整備を行うものです。

第2条は県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であり、欠格条項に関する規定部分を削除するものです。

第3条は県央県南広域環境組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であり、これも欠格条項に関する規定部分を削除するものです。

第4条は県央県南広域環境組合旅費支給条例の一部改正であり、引用条項の整備を行うものです。

附則では、この条例の施行日は令和元年12月14日とするものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第7号に対する質疑に入ります。

なお、質疑は、会議規則第49条の規定に基づき、1議題につき3回までとなっております。

質疑のある方はどうぞ。

(「なし」と言う者あり)

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号はこれを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（田川伸隆君）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

次に、議案第8号「県央県南広域環境組合余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

議案第8号「県央県南広域環境組合余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、消費税法及び地方税法の改正に伴い、余熱利用施設の利用料金の改定を行おうとするものでございます。

改正の内容について説明させていただきます。

本日配付しました議案第8号参考資料を御覧いただきたいと思います。

消費税法及び地方税法の一部改正が本年10月1日から施行され、消費税率が現行の8%から10%になることに伴い、余熱利用施設の利用料金について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正案につきましては、別表に示しているとおり、プールの利用料金は中学生以上630円、小学生以上420円、4歳以上260円、浴場のほうも同じく中学生以上630円、小学生以上420円、4歳以上260円に改正しようとするものです。

計算例に示しておりますとおり、平成25年改正前の利用料金の上限額に105分の110を乗じた額に改定しようとするもので、10円未満を四捨五入して10円単位に統一しようとするものでございます。

表の一番右の欄に、現在、指定管理者が定めている利用料金を参考として掲載しております。

また、経過措置でございますが、現在、指定管理者が発行している回数券につきましては、この条例の改正前に購入した回数券については、購入の日から1年間有効とするものでございます。

以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第8号に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。上田議員

○2番（上田篤君）

消費税が上がることによって、必ずしも利用料金を上げる必要はないんですよね。そういうことは決まっていないですよね。

○議長（田川伸隆君）

総務課長

○総務課長（後田一光君）

この条例によりまして、料金の上限をこの組合では定めております。それに基づきまして、指定管理者のほうの利用料金は独自に定めるということで、申請がなされまして、組合のほうで承認をするわけですが、今後、指定管理者のほうにおいては、この消費税分を値上げしたいというふうな意向であります。今後、申請が上がってくるものと考えております。（「わかりました」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

よろしいですか。

ほかにごございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号はこれを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第 8 号はこれを原案どおり可決することに賛成の方は御起立願います。
(賛成者起立)

○議長（田川伸隆君）

起立多数であります。よって、議案第 8 号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 9 号「県央県南広域環境組合余熱利用施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

議案第 9 号「県央県南広域環境組合余熱利用施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

本案は、県央県南広域環境組合余熱利用施設の現在の指定管理者の指定期間が令和 2 年 3 月 31 日をもって終了することから、令和 2 年 4 月 1 日以降の指定管理者の指定を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び県央県南広域環境組合余熱利用施設の設置及び管理に関する条例第 7 条の規定により、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

候補者は株式会社協栄、代表取締役山田賢治、指定期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まででございます。

議案第 9 号資料を御覧ください。

指定管理者の候補者の選定内容について御説明いたします。

1、募集につきましては、令和元年 5 月 15 日から 5 月 29 日までを受付期間とし、公募により行いました。応募団体は 1 団体でございました。

選定方法でございますが、指定管理者選定委員会を開催し、税理士による経営状況分析、提出されました事業計画書の評価、応募団体に対するヒアリング及び総合審査を行い、その結果を踏まえ選定を行いました。

選定の結果でございますが、指定管理者の候補者は現在の指定管理者であります株式会社協栄、代表取締役山田賢治氏でございます。

候補者の業務内容としましては、総合ビルメンテナンス、スポーツ施設総合管理、各種イベント運営のほか、多くの指定管理施設の運営をされております。

審査にあたっては、設置目的に沿った提案となっているか、①から④に示しております条例第 7 条の基準により総合的な評価を行い、安定した管理運営ができるものと判断したものでございます。

以上で議案第 9 号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第9号に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。小田議員

○10番（小田孝明君）

1ページの審査内容のところを見ていただきたいと思います。

設置目的である「ごみ処理に伴い発生する熱量の有効活用により地球環境負荷の軽減を図るとともに、利用者が環境学習を通じサーマルリサイクルを実感し、リサイクル意識を高めること」に沿った提案内容をとということです。

ここの利用者が環境学習を通じサーマルリサイクル、このサーマルリサイクルということを日本語で説明してください。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

一言で申し上げますと、私たちの組合でごみを燃やします。燃やした熱を有効利用する。出た熱を有効利用する施設がのんのこ温水センターというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（田川伸隆君）

小田議員

○10番（小田孝明君）

このサーマルというのはどういう意味ですか。リサイクルは理解できますが、サーマルということがですね。私、初めて聞くもんですからね。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

サーマルリサイクルといいますのは、定義といたしましては、使用済みの資源を燃焼させて、その熱を利用する、資源を熱に変えて再利用することをサーマルリサイクルというふうに定義づけてございます。

○議長（田川伸隆君）

小田議員

○10番（小田孝明君）

ちょっと長い言葉になるとですけれども、何か日本語で短くは書けないんですか。片仮名であると、わかったようなわからんようなことになりますので、そのところは少し易しく、わかりやすくお願いしたい。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

今後は日本語でわかりやすいような資料にしたいと思います。

○議長（田川伸隆君）

よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

ほかにございませんか。津田議員

○４番（津田清君）

株式会社協栄さんが県内３件、それをよかったら参考のために教えてください。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

県内３施設といいますのは、まず、佐世保市にも東部クリーンセンターというのがございます。そこにも余熱利用施設、エコspa佐世保という同じような施設がございます。それが１施設。それから、大村市に市民プールがございます。空港の入り口の野外の市民プールと、あと、手前に海岸沿いに屋内プールがあるというふうに聞いています。その３施設ということでございます。（「わかりました」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

ほかになれば、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第９号はこれを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

異議なしと認めます。よって、議案第９号は原案どおり可決されました。

次に、議案第１０号「令和元年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

議案第10号「令和元年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

議案第10号の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,867万円を追加するもので、補正後の予算額は33億9,531万1,000円となり、前年度同期と比較しますと、額にして9,110万円、率にして2.8%の増となります。

補正予算の概要でございますが、本日御手元に配付いたしております議案第10号参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算は、平成28年10月18日にJFEエンジニアリング株式会社と本組合との間で成立した和解に基づき、平成30年度分の精算金の額が確定したことから、その一部を訴訟代理人に対する弁護士報酬の支払いに充て、その残りをごみ処理施設建設整備基金へ積み立てるものでございます。

予算の概要欄を御覧ください。

（1）歳入の補正予算額として、7款諸収入に平成30年度分の精算金1億9,867万円を計上し、（2）歳出の補正予算として、2款1項1目の一般管理費に争訟総括事務委託料として平成30年度分の精算金に対する弁護士報酬である853万2,000円を計上し、残りの1億9,013万8,000円を2款1項2目の財政管理費、ごみ処理施設建設整備基金積立金に計上するものでございます。

4、精算金額に今回確定した平成30年度精算金額を表示しております。

その下段には参考として和解における平成17年度から令和元年度までの15年間全体の和解解決金及び精算金の実績と見込みを整理しております。

①平成29年度までの金額ですが、平成17年度から平成22年度までの6年間の高裁での和解解決金が17億5,000万円、平成23年度から平成29年度まで確定した精算金が8億7,902万7,550円、合計26億2,902万7,550円となります。

②今回補正予算に計上しております平成30年度分の精算金が1億9,866万9,761円。これに令和元年度分の未確定の1年分について、平成23年度から平成30年度分までの8か年分の精算金総額の平均額を令和元年度分の精算金と見込んだ場合には1億3,471万2,163円。この①から③までの合計金額、これを15年間全体の総額約29億6,000万円となる

見込みでございます。

次のページを御覧いただきます。

ごみ処理施設建設整備基金の状況でございますが、平成30年度末現在高38億8,441万3,000円に、平成30年度当初予算の9億3,000万円と利子見込み額、今回の補正予算額を加えますと、令和元年度末の見込み額は50億502万4,000円となります。

次に、6、訴訟代理人に対する弁護士報酬の算定でございます。

報酬の計算につきましては、平成30年度分の精算金の額に報酬率4%を乗じ、端数調整と消費税を加えた額となり、853万2,000円が今回の補正予算額となります。

以上で議案第10号「令和元年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第1号)」の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第10号に対する質疑に入ります。質疑は歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際にはページ数をお示してください。

質疑は歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑がある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、次に、歳出に対する質疑に入ります。田添議員

○7番（田添政継君）

弁護士費用の算定の根拠というか、そこら辺を少し教えていただければと思います。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

弁護士の報酬に関しましては、弁護士さんと報酬に関する合意書、それから、訴訟行為委託契約書というふうなものを結んでおります。その中で、交渉に対する報酬の中で、報酬規定につきましては、諫早総合法律事務所さんで定められております規定に沿って算出したものでございます。その算出した費用が、その資料につけてあります表で計算したもので、今回は3億円を超えておりますので、4%を乗じた額を報酬額といたしております。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

その取り決めですけど、金額に応じて成功報酬というふうになっていると思うんですが、それぞれどのようなになっているんですか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

議案第10号参考資料の2ページをお開きください。

この6の訴訟代理人に対する弁護士報酬の算定でございます。その経済的利益額の部分、報酬率、この表が法律事務所さんの規定で定められておりますので、それで契約をしておりますので、これに沿って報酬額を決定しております。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

参考までにですけど、和解というような形じゃなくて、裁判になって、例えば、勝訴したり敗訴したりしたときの弁護士費用はどうなるんですか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

解決金、精算金に係る報酬額というふうな定めがございまして、報酬は先ほどのとおりですけれども、あとは1回法廷に出たときの単価であるとか交通費であるとかというのを明確に定めてありまして、それで計算するような契約になっております。

○議長（田川伸隆君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号はこれを原案どおり可決することに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（田川伸隆君）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

次に、議案第11号「平成30年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

議案第11号「平成30年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

本案は地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして議会の認定に付するものでございます。

それでは、御手元に配付いたしております主要施策の成果説明書により平成30年度の決算概要を御説明申し上げます。あわせまして、決算書のほうも御覧いただければと思います。

まず、成果説明書の5ページをお開きください。

決算書は1ページから5ページでございます。

成果説明書の5ページ下段、平成30年度決算収支の状況の表中、30年度の欄を御覧いただきたいと思います。

平成30年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額35億8,565万4,469円、歳出総額33億3,019万1,821円となり、歳入歳出差引残額は2億5,546万2,648円、翌年度に繰越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額も同額となり、前年度と比較しまして367万7,660円、1.4%の減でございます。

続きまして、歳入の主な内容について説明申し上げます。

成果説明書の6ページ、7ページをお開きください。

決算書は10ページから13ページでございます。

成果説明書6ページは款別の説明、7ページの上段①は予算額と決算額との比較でございます。中段②は款別決算額前年度比較、下段③は過去5年間ににおける歳入決算額の推移をグラフであらわしたものでございます。

7ページ中段②の款別決算額、前年度比較の表で説明をさせていただきたいと思います。

まず、1款、分担金及び負担金は構成4市からの分担金で、前年度と同額の30億円でございます。

なお、構成市別の内訳につきましては、決算書 11 ページの備考欄にございますので、御覧いただきたいと思います。

次に、2 款、使用料及び手数料でございます。

1 項、使用料につきましては、組合所有地への電柱等の敷設に伴う行政財産の目的外使用料としまして 1 万 2, 000 円でございます。

2 項、手数料は一般家庭や事業所等から当組合へ直接持ち込まれる一般廃棄物処理に係る手数料でございます。

直接持ち込まれる有料ごみが昨年度より 566 トン増加しておりまして、これに伴い、前年度比 309 万 9, 000 円、率にして 1.5% の増で、総額は 2 億 340 万 7, 000 円の収入となっております。

1 項、2 項を合計いたしますと 2 億 341 万 9, 000 円となっております。

次に、4 款、財産収入でございます。

ここはすべて基金の預金利子でございます。基金の利子下がったことに伴い、前年度比 30 万 1, 000 円、率にして 42.3% 減の 41 万 1, 000 円でございます。

基金ごとの内訳につきましては、決算書 11 ページの備考欄に載せております。

次に、5 款、繰入金でございます。

平成 30 年度につきましては、繰り入れは行いませんでした。

次に、6 款、繰越金でございます。

平成 29 年度からの繰越金で、2 億 5, 914 万 1, 000 円、前年度比 3.7%、額にして 1, 004 万 2, 000 円の減となっております。

次に、7 款、諸収入でございます。

1 項、組合預金利子は歳計及び歳計外現金の預金利子として 2 万円でございます。

2 款、雑入は余熱利用施設の指定管理者から納められる上水道使用料負担金や余剰電力販売料、副産物販売料、高裁和解精算金などで、総額は 1 億 2, 266 万 3, 000 円で、前年度と比べますと 6 億 6, 496 万 5, 000 円の減となっております。

これと預金利子を合わせた諸収入全体では前年度比 84.4%、6 億 6, 496 万 9, 000 円の減となっております。

なお、不納欠損及び収入未済額はございません。

続きまして、歳出の主な内容について御説明を申し上げます。

成果説明書 8 ページ、9 ページをお開きいただきたいと思います。

決算書は16ページから23ページでございます。

成果説明書8ページは款別の説明、9ページの上段①は予算額と決算額との比較、中段②は款別決算額前年度比較、下段③は過去5年間における歳出決算額の推移をグラフで表したものでございます。

9ページ中段②の款別決算額前年度比較の表で説明いたします。

まず、1款、議会費でございます。

議会費は組合議会の運営に係る費用でございます。平成30年度は議会開催数の増や視察研修の実施などにより、前年度比25.6%の増で208万円であり、上段①の予算の執行率につきましては57.2%でございます。

なお、不用額の主なものといたしましては、臨時会分議員報酬や費用弁償及び議事録作成委託料の執行残でございます。

次に、2款、総務費は組合の管理運営に係る費用で、職員の給与、事務所の経費、争訟費、基金積立金、監査委員費などでございます。

平成30年度はごみ処理施設建設整備基金の積立額の減などにより、決算額は前年度比で37.9%減、8億7,350万3,000円となっております。予算の執行率は99.7%でございます。

不用額の主なものとしては、費用弁償、例規集追録代、委託料などの執行残でございます。

次に、3款、衛生費でございます。

施設の用役費及び運転管理業務など、ごみ処理や余熱利用施設に係る経費でございます。平成30年度はクリーンセンターの用役費の増、リレーセンターの整備補修、計量システム料金徴収装置改修などに係る委託料の増などにより、決算額は前年度比で6.5%の増、14億9,634万4,000円であり、予算の執行率は87.3%となっております。

不用額の主なものは、用役費や運転委託業務などの委託料の執行残でございます。

次に、4款、公債費でございます。

公債費は組合が発行した地方債に係る償還金で、平成21年度をピークに緩やかに減少をしております。決算額は元金9億4,428万3,000円、利子1,398万2,000円を合わせまして、前年度比19.1%の減で9億5,826万5,000円となっております。

最後に、5款、予備費でございます。

充用する案件がありませんでしたので、予算額1,000万円すべて執行残となっております。

なお、成果説明書の１０ページには、上段に用役費の前年度比較、その下に平成２６年度以降の推移をグラフ化して掲載をいたしております。

また、１１ページ上段には人件費の前年度比較、中段には基金の状況について掲載をいたしております。平成３０年度末現在高は４５億８８７万６，０００円でございます。

成果説明書の１２ページから１３ページに９、地方債の状況を記載しております。１２ページは借入額及びその償還費の推移を表にしたもの、１３ページはそれらをグラフにしたものでございます。

１２ページの①借入額等の表は、網掛け部分が償還を完了しております。

その下の段の②公債費の推移を載せております。平成３０年度末現在の未償還元金の額は網掛け部分の右端に記載のとおり、３億４，１７６万８，０４８円となっております。

令和元年度をもって起債の償還は完了することになります。

１３ページを御覧ください。

上段が公債費の推移のグラフになります。

次の段の一般廃棄物処理事業債はごみ処理施設に係る償還分で、償還期限は令和元年度までとなっております。

その下の段の一般単独事業債は余熱利用施設に係る分で、平成２８年度に繰上償還を行ったことから返済が終了したものでございます。

なお、下段④は地方債現在高の推移となっております。

以上で歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

なお、去る７月２２日に監査委員によります決算審査を受けましたので、別冊にて審査意見書を添付させていただいたところでございます。

以上で議案第１１号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第１１号に対する質疑に入ります。質疑は歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際はページ数をお示しく下さい。

質疑は歳入歳出それぞれ３回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。歳入について何か質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、次に、歳出に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

(「なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号はこれを認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

異議なしと認めます。よって、議案第11号は認定することに決定いたしました。

以上をもちまして今期定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

御異議なしと認めます。

これをもって令和元年第4回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

(午前11時27分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長

田川伸隆

署名議員

小田孝明

署名議員

小嶋光明